

# 第72回 定時株主総会 招集ご通知

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

TOHTOSUISAN  
東都水産株式会社

**開催日時** 2020年6月17日(水曜日)  
午前10時(受付開始予定 午前9時)

**開催場所** 東京都江東区豊洲六丁目6番1号  
東京都中央卸売市場豊洲市場7街区  
管理施設棟1階 講堂

※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照  
ください。

**決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件  
第4号議案 取締役に対する業績連動  
型株式報酬制度導入の件

## 目次

第72回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	3
(添付書類)	
事業報告……………	17
連結計算書類……………	32
計算書類……………	35
監査報告書……………	38

新型コロナウイルス感染症予防の一環として  
事前の議決権行使についてご検討ください。  
ご来場予定の場合は、2ページのお知らせを  
ご確認ください。

株主各位

証券コード 8038  
2020年6月1日

東京都江東区豊洲六丁目6番2号  
**東都水産株式会社**  
代表取締役社長 江原 恒

## 第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月16日（火曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	<b>2020年6月17日（水曜日）午前10時</b> （受付開始予定 午前9時）
<b>2 場 所</b>	東京都江東区豊洲六丁目6番1号 <b>東京都中央卸売市場豊洲市場7街区 管理施設棟1階 講堂</b> （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

#### 4 インターネット開示に関する事項

本株主総会招集に際して提供すべき書類のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tohsui.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
2. 連結計算書類の「連結注記表」
3. 計算書類の「個別注記表」

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、議事資料として本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 当社定款の定めにより、代理人としてご出席いただけるのは当社の議決権を有する他の株主様1名のみとさせていただきます。その際、株主様ご本人及び代理人の株主様の議決権行使書用紙とともに、代理権を証する書類（委任状）が必要となりますのでご了承ください。
- 時節柄会場の空調設備の使用制限が想定されますので、軽装でのお越しをお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tohsui.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

#### <新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ>

近時、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための日本政府による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置などに鑑み、本株主総会におきましては、以下の感染防止策を実施させていただく予定でございますので、株主の皆様におかれましてはご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

- 本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方、風邪症状がある等体調不良の方につきましては、本株主総会へのご出席を見合わせることもご検討いただきますようお願い申し上げます。
- 会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.tohsui.co.jp/ir/>) においてお知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、創業以来一貫して株主の皆様への利益還元を最重要な課題の一つと認識して事業の経営にあたっており、業績に対応した配当を行うことを基本とし、かつ経営基盤の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案し、出来得る限り安定配当に努めることを基本方針としております。

上記の基本方針を総合的に勘案いたしまして、以下のとおり第72期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。なお、期末配当につきましては、当初計画のとおりに前期と同額の1株当たり65円とさせていただきますと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>65円</b> 総額 <b>258,683,750円</b>
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月18日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	300,000,000円
(2) 減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	300,000,000円

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、茶木正安氏は本総会終結の時をもって退任いたします。つきましては、社外取締役の候補者2名を含む取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	属性	取締役会出席状況
1	え はら こう 恒 江 原 恒	代表取締役社長	再任	100% (17/17回)
2	あか ほし ひろ ゆき 赤 星 博 之	専務取締役 (事業開発統括本部長)	再任	94% (16/17回)
3	く が しょう じ 久 我 勝 二	専務取締役 (営業本部長)	再任	100% (17/17回)
4	なが たに こういちろう 長 谷 幸一郎	取締役 (営業本部担当、海外事業部担任)	再任	100% (17/17回)
5	ほそ の まさ お 細 野 雅 夫	取締役 (総務部門担当、総務部・電算部担任)	再任	92% (12/13回)
6	さ とう たか はる 佐 藤 隆 治	社外取締役	再任 社外 独立	94% (16/17回)
7	み うら りゅう じ 三 浦 隆 司	—	新任 社外 独立	—

(注) 細野雅夫氏の出席状況は、2019年6月19日の取締役就任以降開催の取締役会のみを対象としております。

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏名(生年月日) 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1 再任	え はら こう <b>江原 恒</b> (1959年12月23日生)  取締役在任年数 (本株主総会終結時) 10年	1983年 4月 当社入社 2009年 4月 当社経営企画室室長 2010年 6月 当社取締役経理部長 2014年 4月 当社取締役総務部門担当 2017年 11月 当社代表取締役社長(現任)	1,200株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>江原恒氏は、長年にわたり経理部門に従事し、経営企画室室長の兼任を経て、2010年以来当社の取締役を、また、2017年11月より代表取締役社長を務めております。総務部門の統括として当社グループの財務体質及びガバナンスの強化に大きく貢献してきた豊富な経験・実績・見識と、経営者としてのリーダーシップが、当社グループ経営の推進と持続的な企業価値向上に欠かせないものと判断し、引き続き取締役の候補者いたしました。</p>		
2 再任	あか ほし ひろ ゆき <b>赤星 博之</b> (1956年11月11日生)  取締役在任年数 (本株主総会終結時) 11年	1981年 4月 当社入社 2008年 4月 当社冷凍塩魚部長 2009年 6月 当社取締役冷凍塩魚部長 2014年 4月 当社取締役営業副本部長 2017年 5月 当社取締役事業開発統括副本部長 2018年 6月 当社専務取締役営業本部長 2018年 6月 当社専務取締役事業開発統括本部長(現任) 2019年 6月 当社専務取締役営業本部担当	2,000株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>赤星博之氏は、長年にわたり営業部門に従事し、冷凍塩魚部長を経て、2009年以来当社の取締役を務めております。営業部門の統括として水産物卸売事業の収益拡大に大きく貢献してきた確かな統率力と、事業開発統括本部長として新規事業を推進した経験・実績が、当社グループ経営のさらなる強化と持続的な企業価値向上に欠かせないものと判断し、引き続き取締役の候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	氏名（生年月日） 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
<p style="font-size: 24pt; font-weight: bold;">3</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<p style="font-size: 18pt; font-weight: bold;">く が しょう じ 久 我 勝 二</p> <p>(1969年9月24日生)</p> <p>取締役在任年数 (本株主総会終結時) 3年</p>	<p>1993年 4月 当社入社</p> <p>2012年 4月 当社鮮魚部副部長</p> <p>2015年 4月 当社執行役員鮮魚部長</p> <p>2017年 4月 当社執行役員営業副本部長</p> <p>2017年 6月 当社取締役営業副本部長</p> <p>2017年 6月 当社取締役事業開発統括副本部長</p> <p>2018年 6月 当社常務取締役営業副本部長</p> <p>2018年 6月 当社常務取締役事業開発統括副本部長</p> <p>2019年 6月 当社専務取締役営業本部長（現任）</p> <p>2019年 6月 当社専務取締役事業開発統括本部担当</p>	<p style="text-align: center;">2,300株</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>久我勝二氏は、長年にわたり営業部門に従事し、執行役員鮮魚部長、執行役員営業副本部長を経て、2017年以來当社の取締役を、また、2019年6月からは営業本部長を務めております。営業部門の統括として水産物卸売事業の収益拡大に大きく貢献してきた卓越した執行力と、様々なニーズに応じた機動的な仕入・販売に関する豊富な経験・実績・見識が、当社グループ経営のさらなる強化と持続的な企業価値向上に欠かせないものと判断し、引き続き取締役の候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日) 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<b>4</b> 再任	なが たに こういちろう <b>長谷幸一郎</b> (1961年5月13日生)  取締役在任年数 (本株主総会最終時) 3年	1982年 4月 戸光水産入社 1991年 4月 三陽商店設立 1992年 4月 同店を法人化 株式会社三陽商店(現 株式会社三陽) 代表取締役社長(現任) 2009年 4月 株式会社マルサンフーズ設立 同社代表取締役社長(現任) 2012年 9月 株式会社ウエストジャパンフーズ設立 同社代表取締役会長(現任) 2013年 4月 株式会社サンヨウサービス設立 同社代表取締役社長(現任) 2017年 6月 当社取締役営業本部担当(現任) 2019年 3月 海興水産株式会社代表取締役社長(現任) 2019年 8月 当社取締役事業開発統括本部担当  (重要な兼職の状況) 株式会社三陽代表取締役社長 株式会社マルサンフーズ代表取締役社長 株式会社ウエストジャパンフーズ代表取締役会長 株式会社サンヨウサービス代表取締役社長 海興水産株式会社代表取締役社長	一株
	取締役候補者とした理由 長谷幸一郎氏は、水産流通並びに水産加工を営む複数の会社を設立し、長年にわたりそれら事業会社の代表を務めるとともに、2017年以来当社の取締役を務めております。事業を継続・拡大するなかで培ってきた水産業全般にわたる豊富な経験や幅広い見識、並びに当社グループの競争力向上に取り組んできた実績が、収益基盤の維持・強化を推進する当社のグループ経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役の候補者といいたしました。		
<b>5</b> 再任	ほそ の まさ お <b>細野雅夫</b> (1965年2月22日生)  取締役在任年数 (本株主総会最終時) 1年	1987年 4月 当社入社 2012年 4月 当社経営企画室室長 2015年 7月 当社執行役員総務部長 2019年 6月 当社取締役総務部門担当(現任)	800株
	取締役候補者とした理由 細野雅夫氏は、長年にわたり総務、秘書、経営企画等の管理部門に従事し、経営企画室室長、執行役員総務部長を経て、2019年6月より取締役を務めております。総務・企画部門の長として、当社グループのガバナンス強化並びに業務改善に大きく貢献してきた豊富な経験・実績・見識が、当社グループ経営の推進と取締役会の実効性向上に欠かせないものと判断し、引き続き取締役の候補者といいたしました。		



候補者 番号	氏名（生年月日） 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
<p style="font-size: 24pt; font-weight: bold;">6</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">再任</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">社外</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</p>	<p style="text-align: center;">さとう たかはる <b>佐藤 隆治</b> (1958年4月15日生)</p> <p>取締役在任年数 (本株主総会終結時) 2年</p>	<p>1982年 4月 株式会社日本データネット（現 ソフトバンク株式会社）入社</p> <p>1991年 11月 株式会社システムソフト常務取締役</p> <p>1996年 6月 同社専務取締役</p> <p>1997年 4月 同社代表取締役社長</p> <p>1998年 8月 社団法人マルチメディア・アライアンス福岡 理事</p> <p>1999年 4月 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 理事</p> <p>2002年 1月 上海菱通グループ取締役</p> <p>2005年 8月 有限会社エスアンドカンパニー設立 同社代表取締役社長（現任）</p> <p>2015年 12月 株式会社フォーシーズホールディングス社外取締役（現任）</p> <p>2018年 6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 有限会社エスアンドカンパニー代表取締役社長 株式会社フォーシーズホールディングス社外取締役</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>佐藤隆治氏は、IT系事業会社の役員や経営コンサルタント会社の代表を長年務め、情報技術全般にわたる幅広い見識や経営者としての豊富な経験を有しております。それら見識・経験を活かし、取締役会において、実践的な視点も交えながら、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、収益基盤の維持・強化を推進する当社のコーポレート・ガバナンスに資する的確な提言や助言をいただいていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日) 取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7 新任 社外 独立	み うら りゅう じ <b>三浦隆司</b> (1963年2月26日生)  取締役在任年数 (本株主総会終結時) 一年	1981年 4月 道南石油株式会社入社 1982年 11月 三印三浦水産株式会社入社 1987年 1月 同社取締役 2004年 2月 同社代表取締役専務(現任) 2009年 5月 全国いか加工業協同組合理事(現任) 2009年 5月 函館特産食品工業協同組合理事(現任) 2012年 4月 三浦ホールディングス株式会社代表取締役社長(現任)  2015年 5月 全国珍味商工業協同組合連合会理事(現任) (重要な兼職の状況) 三印三浦水産株式会社代表取締役専務 三浦ホールディングス株式会社代表取締役社長	30,000株
社外取締役候補者とした理由 三浦隆司氏は、水産流通並びに水産加工を営む事業会社の代表を長年務めるとともに、水産加工関係の複数の協同組合で理事に就任するなど、水産業全般にわたる幅広い見識や経営者としての豊富な経験を有しております。それら見識・経験を活かし、実践的な視点も交えながら、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、収益基盤の維持・強化を推進する当社のコーポレート・ガバナンスに資する的確な提言や助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役の候補者としたしました。			

- (注) 1. 候補者長谷幸一郎氏は株式会社三陽の代表取締役社長であり、当社は同社との間に商品仕入等営業上の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤隆治氏及び三浦隆司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤隆治氏は現在、当社の社外取締役であり社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、佐藤隆治氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、三浦隆司氏が社外取締役に選任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
なお、佐藤隆治氏の上記略歴に記載の法人与当社との間に過去及び現在において取引関係はありません。また、三浦隆司氏が現在代表を務めている三印三浦水産株式会社と当社との間には商品売買の取引関係がありますが、その年間取引額は過去5事業年度の平均で双方の売上高及び売上原価の0.05%未満であり社外取締役の独立性に影響を与えるおそれはないものと判断しております。
5. 当社は、佐藤隆治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、三浦隆司氏が社外取締役に選任された場合には、当社は同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

属性	氏名(生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	い はら ひで のり <b>井原 秀 憲</b> (1956年3月29日生)	1987年 8月 新光監査法人(のちの中央青山監査法人)入所 1991年 1月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所(2004年3月退職) 2004年 4月 株式会社産業再生機構入社 2004年 8月 株式会社ストライク入社 2010年 6月 良公監査法人 代表社員(現任) 2013年 2月 井原秀憲公認会計士事務所開設 同事務所代表(現任) 2013年 2月 KDi Advisory Service株式会社設立 同社代表取締役(現任) 2013年 3月 株式会社ミナトマネジメント取締役(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士 税理士 良公監査法人代表社員 井原秀憲公認会計士事務所代表 KDi Advisory Service株式会社代表取締役	一株
補欠の社外監査役候補者とした理由 井原秀憲氏は、大手監査法人や経営コンサルタント会社に勤務ののち、公認会計士事務所やM&Aアドバイザリー会社の代表、また、不動産・ファンドマネジメント会社の役員を務めるなど、公認会計士や税理士の資格を活かした豊富な実務・マネジメント経験と財務・会計・税務に関する高度な知見を有しております。このため、それら経験・知見を活用することによって、監査機能のより一層の充実が図れると判断し、引き続き補欠の社外監査役の候補者としていたしました。			

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 井原秀憲氏は補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 井原秀憲氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、井原秀憲氏が過去に在籍していた太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)は現在の当社会計監査人ですが、同氏が同法人を退職してから10年超経過しているため、同氏が社外監査役に就任した場合の独立性に影響を与えるおそれはないものと判断しております。  
 4. 井原秀憲氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

## 【ご参考】 当社の独立社外役員の独立性判断基準

当社の社外役員の独立性に関する基準は、以下のとおりであります。

なお、対象期間については、1については現在及び無期限の過去とし、2～5については現在及び過去10年間とします。

1. 当社関係者
  - ・現在あるいは過去において当社（当社の子会社及び関連会社を含む、以下同じ。）の業務執行者・顧問等（以下「業務執行者等」という。）でないこと。
  - ・社外監査役にあつては、これらに加え、当社の業務執行を行わない取締役及び会計参与でないこと。
2. 議決権保有者
  - ・当社の5%以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者等でないこと。
  - ・当社が5%以上の議決権を保有する会社の業務執行者等でないこと。
3. 取引先関係者
  - ・当社との間で、双方いずれかの連結売上高2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
  - ・当社の主要借入先（連結ベースでの残高シェア上位3社）の業務執行者等でないこと。
  - ・当社の主幹事証券会社の業務執行者等でないこと。
4. 専門的サービス提供者
  - ・当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー、職員でないこと。
  - ・公認会計士・税理士・弁護士・その他コンサルタントとして、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領しているものでないこと。
5. その他
  - ・上記1～4に掲げる者の2親等以内の親族でないこと。
  - ・当社との間で、役員が相互就任している会社の業務執行者等でないこと。
  - ・当社との間で、株式を相互保有している会社の業務執行者等でないこと。

以 上

## 第4号議案

## 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

## 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、1993年6月29日開催の第45回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（月額210万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の算定方法及び内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

## 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

## (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

## (2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

## (3) 信託期間

2021年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

#### (4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2021年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり11,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、33,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2020年5月18日の終値2,963円を適用した場合、上記の必要資金は、約97百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、次期対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### (5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、33,000株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 取締役に給付される当社株式等の数の具体的な算定方法

取締役に、2022年3月末日で終了する事業年度以降、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役員、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント

数の合計は、11,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

#### (7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規



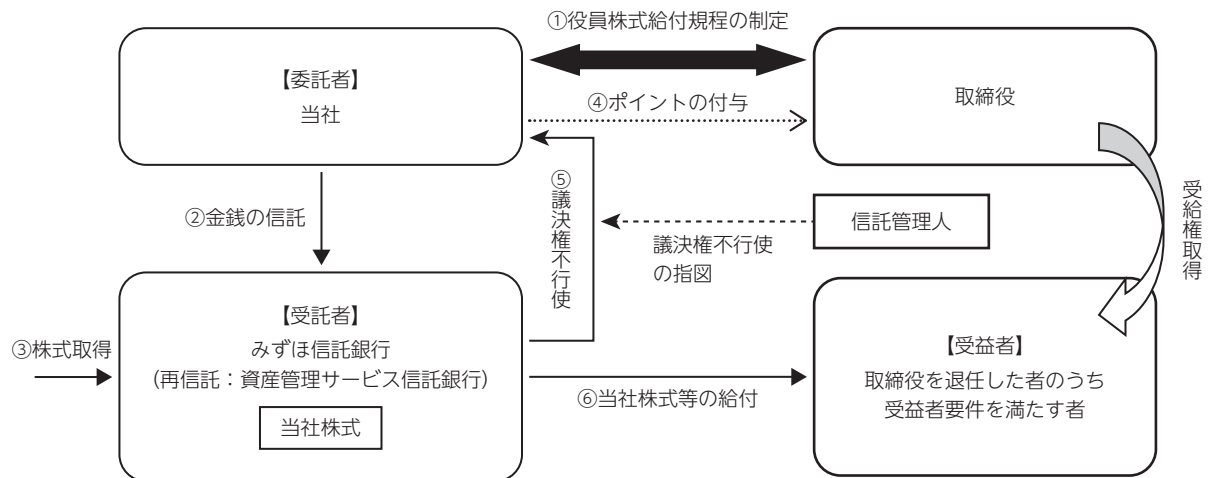
程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。



- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以 上

## 1 当社グループ（企業集団）の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、好調な企業業績を背景として雇用・所得環境が堅調に推移し、個人消費につきましても緩やかな回復基調のうちに推移いたしました。しかしながら、消費税率の引き上げや自然災害の発生、さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、年度終盤において景気の後退色が鮮明となりました。

水産物卸売市場業界におきましては、海外での需要増加により仕入価格が高止まりし、水産資源の減少や魚の回遊水域の変化による漁獲量の減少、さらに市場外流通の多様化とも相俟って取扱数量の減少が続くという厳しい事業環境で推移するなか、年度終盤は前述の新型コロナウイルス感染症の影響により宴会需要等が落ち込み、高単価商材を中心に急激な消費の減速に直面いたしました。

このような状況のなか当社グループは、消費者ニーズと消費形態の変化を見極め、仕入先との協働、きめ細かい営業や販売先への協力、グループ会社間の連携、収益率を重視した効率的な集荷・販売に注力することにより、経営基盤の強化を図ってまいりました。

また、消費者の食の安全安心への意識が一層高まるなかで、取引先の要望も多様化してきており、これに応えるべく集荷・販売への機動性確保と、消費者の皆様の豊かで魅力的な食生活の創出を第一義に考えた商品提供に取り組んでまいりました。

2019年8月20日付で既存事業の成長と新たな事業分野の協創を図ることを目的として株式会社魚力と資本業務提携契約を締結したほか、グループ運営においては経営資源の集中と効率化を図るため、2020年3月1日を効力発生日として、株式会社埼玉県魚市場を存続会社、川越水産市場株式会社を消滅会社とする連結子会社間の吸収合併を実施いたしました。衛生管理面においては、HACCPの考え方に基づく都の衛生管理の認証制度である東京都食品衛生自主管理認証を豊洲市場内の当社各売場ごとに取得しております。

当連結会計年度における部門別の概況は次のとおりであります。

当社グループの主要部門である水産物卸売事業の全体的概況として、鮮魚はアジ・イワシ・カレイが量販店への販売強化による取扱数量の伸長により、イカ・カツオは単価安を積極的な集荷による取扱数量の増加で補い、また、ウニは新たな販路の開拓により、それぞれ増収を確保いたしました。他方、昨期半世紀ぶりとも言われた記録的不漁から回復したサンマは、当期再びの不漁に見舞われ大幅な減収となり、サバも期前半の不漁による影響により前年を下回る結果となりました。主力商品の鮪は国内天然物、国内外からの養殖物ともに入荷が好調に推移し、

前年取扱金額を上回る結果となりました。鮮魚全体では、水揚量の減少により取扱数量を減らす魚種が見られたことや、期終盤には新型コロナウイルス感染症の影響により高単価商材の売上急減がありましたが、積極的な集荷・販売に努めた結果、数量・金額とも前年並を確保いたしました。

冷凍魚は、冷鮭鱒、冷ギンドラが単価安のなか販売数量を伸ばすことができず、また、冷カニは資源量の減少と諸外国での消費の伸びによる単価の高止まりがあり、さらに、冷カレイは数量増はあったものの単価安の影響があり、それぞれ前年を下回る結果となりました。他方、冷鮪は加工業者向け販売に注力するなど、数量を伸ばし増収となり、冷エビも当社営業開発課での取組強化により、数量・金額とも前年を上回る結果となりました。さらに、冷サバ・冷イワシも、当社海外事業部における取組拡大があり、大幅な増収を確保いたしました。冷凍魚全体では、相場が高止まりしている影響で売上を落とす魚種もみられましたが、前述した当社海外事業部の業容拡大により、数量・金額とも前年を上回る結果となりました。

塩干加工品は、シラスが台風や黒潮の蛇行による影響で昨年同様不漁となったために売上を減らし、また、秋鮭も引き続きの不漁により、さらに、その卵を原料とするイクラは消費が回復せず、それぞれ減収となりました。輸入品を中心とした塩鮭は単価は昨年並で推移したものの取扱数量の減少が響き売上減となり、ウナギ製品は稚魚であるシラスウナギの不漁による単価高が継続したものの取扱金額は前年並を確保いたしました。他方、干物類は原料不足による単価高が続いたことにより前年取扱金額を下回る結果となり、練製品等加工食品は、量販店・スーパーへ向けての積極的な営業に努め、前年並の金額を確保いたしました。塩干加工品全体では、取扱数量の減少が響き、減収となりました。

以上の結果、水産物卸売事業部門の当連結会計年度の取扱数量は137,152吨（前期比25.7%増）、取扱金額は110,717百万円（同2.2%増）、営業利益は633百万円（同15.3%増）となりました。

冷蔵倉庫及びその関連事業部門におきましては、AERO TRADING社（カナダ・バンクーバー）の主力魚種のひとつである鮭の不漁や、当社が築地市場で運営していた東京冷凍工場閉鎖の影響等があり、売上高は6,431百万円（前期比14.0%減）、営業利益は483百万円（同16.6%減）となりました。

不動産賃貸事業部門におきましては、既存管理物件の稼働率向上に努めた他、川越総合地方卸売市場内で運営する小売店舗「生鮮漁港川越」のテナント売上の新規発生があり、売上高は709百万円（前期比17.1%増）、営業利益は226百万円（同1.0%増）となりました。

### 事業別連結業績

(単位：百万円)

事業区分	売上高	前期比増減率	営業利益	前期比増減率
水産物卸売事業	110,717	2.2%	633	15.3%
冷蔵倉庫及びその関連事業	6,431	△14.0%	483	△16.6%
不動産賃貸事業	709	17.1%	226	1.0%
(調整額)	－	－	0	－
合計	117,857	1.3%	1,344	△1.3%

(注) 各事業の営業利益につきましては、事業間の内部取引を調整する前の金額を記載しており、その合計は財産及び損益の状況等の営業利益とは一致いたしません。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は117,857百万円（前期比1.3%増）、利益面では、営業利益が、売上総利益の増加や人件費の減少があったものの、販売諸経費増加の影響を大きく受け、1,344百万円（同1.3%減）、経常利益は、受取配当金の減少や前期あった為替差益がなくなったこと等により1,535百万円（同10.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益に固定資産売却益を計上したものの税金費用の増加があり、1,359百万円（同1.6%減）となりました。

また、当社単体の業績につきましては、売上高は90,207百万円（前期比3.1%増）、営業利益は652百万円（同15.9%増）、経常利益は1,363百万円（同38.5%増）、当期純利益は1,251百万円（同38.7%増）となりました。

### 連結業績

(単位：百万円)

区分	第71期 2019年3月期	第72期(当期) 2020年3月期	前期比増減率
売上高	116,382	117,857	1.3%
営業利益	1,362	1,344	△1.3%
経常利益	1,707	1,535	△10.0%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,381	1,359	△1.6%

個別（単体）業績

（単位：百万円）

区分	第71期 2019年3月期	第72期（当期） 2020年3月期	前期比増減率
売上高	87,518	90,207	3.1%
営業利益	563	652	15.9%
経常利益	984	1,363	38.5%
当期純利益	902	1,251	38.7%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、1,124百万円であり、主なものはAERO TRADING社における漁業権の取得及び川越総合地方卸売市場内で運営の小売店舗「生鮮漁港川越」の建設工事などであります。

③ 資金調達の状況

2019年9月5日に第三者割当による自己株式の処分を行い、299百万円の資金調達を行いました。その他の資金調達につきましては、経常的な資金調達のみで特に記載すべき事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の完全子会社である株式会社埼玉県魚市場及び川越水産市場株式会社は、2020年3月1日を効力発生日として、株式会社埼玉県魚市場を存続会社、川越水産市場株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はございません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 当社グループ（連結）の財産及び損益の状況の推移

区分		第69期 2017年3月期	第70期 2018年3月期	第71期 2019年3月期	第72期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売上高	(百万円)	119,232	117,195	116,382	117,857
営業利益	(百万円)	1,345	1,407	1,362	1,344
経常利益	(百万円)	1,516	1,483	1,707	1,535
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,246	979	1,381	1,359
1株当たり当期純利益	(円)	313.25	246.32	354.81	350.28
総資産	(百万円)	26,150	28,696	29,204	29,097
純資産	(百万円)	14,480	15,512	15,626	16,892

(注) 1. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益につきましては、第69期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## ② 当社（単体）の財産及び損益の状況の推移

区分		第69期 2017年3月期	第70期 2018年3月期	第71期 2019年3月期	第72期 (当事業年度) 2020年3月期
売上高	(百万円)	86,762	85,582	87,518	90,207
営業利益	(百万円)	278	180	563	652
経常利益	(百万円)	1,066	591	984	1,363
当期純利益	(百万円)	1,069	379	902	1,251
1株当たり当期純利益	(円)	268.74	95.45	231.63	322.43
総資産	(百万円)	15,969	16,700	17,346	17,244
純資産	(百万円)	7,801	7,982	8,162	9,200

(注) 1. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益につきましては、第69期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

### (3) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

重要な子会社の状況は、次のとおりであります。

名称	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	当社の議決権比率 (%)
(連結子会社)			
株式会社埼玉県魚市場	376	水産物卸売、冷蔵倉庫及びその関連事業、不動産賃貸	100.0
千葉魚類株式会社	75	水産物卸売	100.0
釧路東水冷凍株式会社	30	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産加工品の製造・販売及び冷蔵倉庫業)	100.0
AERO TRADING CO.,LTD.	(千C\$) 12	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産加工品の製造・販売)	100.0
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	(千C\$) 2,400	不動産賃貸	100.0 ( 50.0)
豊海東都水産冷蔵株式会社	50	冷蔵倉庫及びその関連事業	100.0

(注) 1. 当社の議決権比率の ( ) 内は、間接所有割合を内数で表示しております。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

3. 重要な子会社である株式会社埼玉県魚市場及び川越水産市場株式会社は、2020年3月1日を効力発生日として、株式会社埼玉県魚市場を存続会社、川越水産市場株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。



## (4) 対処すべき課題

水産物卸売市場業界におきましては、国内人口の減少、消費形態の変化等により魚食が減少する状況にあり、また、鮪やウナギに代表される水産資源の減少や市場外流通との競争の激化、さらに、海外の魚食普及による調達コストの上昇から、取扱数量が伸び悩む傾向が恒常化し、引き続き厳しい事業環境で推移するものと思われま

す。また、現在の業務地である豊洲市場では加工・ピッキング・転配送等、物流の多様なニーズへの対応や、高床・閉鎖型施設による徹底した衛生・温度管理が図られるようになった一方、経費面において電気代や物流費の増加等、収益面への影響を大きく受けるかたちとなりました。

さらに、2020年6月には改正卸売市場法が施行され、同法改正により取引ルールの緩和や開設者・卸売業者の許認可制の見直しが行われることとなり、流通の効率化や民間資本の参入拡大が進むと想定されるなかで市場内はもとより市場外の業者も含め、さらなる競争の激化が予想されております。

以上の課題のほか特に2020年度においては、寿司種や国産生マグロ等高単価商材を中心にその取扱高が大きく落ち込むなど新型コロナウイルス感染症の影響を強く受け、収益計画が見通せなくなるという厳しい状況に直面しております。

このような状況のなか当社グループにおきましては、高収益構造と強固な財務体質の確立のため、主力事業である水産物卸売事業についての持続的成長を経営の最優先課題と認識して取り組み、事業の状況でも述べましたとおり株式会社魚力との資本業務提携契約の締結や、海外事業の強化を図るため「波崎地区6次産業化推進プロジェクト」の運営会社である株式会社トウスイとの取引を中心とした当社海外事業部の積極的な拡大を進めてまいりました。さらに、在外子会社のAERO TRADING社（カナダ・バンクーバー市）において、北米・中国向け商材のさらなる販売強化に努めるとともに、漁業権を積極的に取得することにより当社グループの事業基盤のひとつである資源アクセス（集荷力）の強化も進めてまいりました。

今後も持続的な企業価値の向上を図るため、既存事業のさらなる収益力強化と海外事業の積極的な拡大を進めてまいる所存ですが、新たに以下の3点を基本方針として掲げ、それら方針のもと中期的な時間軸の中で具体的な戦略・戦術へと展開してまいります。

### <持続的な企業価値向上のための基本方針>

#### ① 事業基盤強化への改革

- \* 業務プロセスの効率化
- \* AERO TRADING社での天然資源アクセス強化

## ② 既存事業領域におけるバリューチェーンの再構築

- \* 生産者等との直接連携による事業展開
- \* 産直事業のコーディネート
- \* 地方卸売市場の活性化、業態や開設圏を超えた連携

## ③ 事業領域の拡大による挑戦

- \* 海外事業の新たな展開、鮮魚チルド輸出事業等への参入
- \* 配送センター事業への挑戦

また、当社グループでは、「新たな事業への挑戦とリスクの適切なコントロールを両立させ、持続的な成長を達成するため、「変化に興味を持つ」「広い視野を持つ」「鮮度と旬を極める」との行動指針を掲げており、組織運営において、社員ひとりひとりが型にとらわれない自由な発想を行うことができ、かつ、コミュニケーションを図りやすい職場環境づくりを推し進めることにより、真の働き方改革を実現してまいります。さらに、選択と集中によるグループ横断的な経営・人的資源の再配分を実施することで、効率的かつ厚みのあるグループ経営も推し進め、他方、水産物卸売事業を継続していくための根幹である水産資源について、その持続可能性にも配慮し、リスク管理体制についても、コンプライアンス経営を核とした内部統制システムとともに検証し、さらなる改善を目指してまいります。

中央卸売市場における卸売業者である当社は、市民の豊かな食生活を支える基幹的インフラとしての機能を担っており、集荷、分荷、価格形成、決済と公正な取引等の役割を引き続き果たす矜持をもって、80余年を超える豊富な経験やグループ内外のネットワークを背景に新たな商流・新たなサービス・新たなドメインに果敢に挑戦し、勝ち残るのではなく勝ち進む企業として、一層の企業価値向上と株主共同の利益の最大化に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

事業区分	事業内容
水産物卸売事業	各種生鮮・冷凍水産物及び水産加工品の卸売
冷蔵倉庫及びその関連事業	冷凍・冷蔵倉庫の運営、水産加工品の製造・販売
不動産賃貸事業	不動産の所有・賃貸、水産物卸売市場の開設

## (6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

### ① 当社

東都水産株式会社	本社	東京都江東区豊洲六丁目6番2号
----------	----	-----------------

### ② 子会社 (6社)

株式会社埼玉県魚市場	本社	埼玉県さいたま市北区
------------	----	------------

千葉魚類株式会社	本社	千葉県千葉市美浜区
----------	----	-----------

釧路東水冷凍株式会社	本社	北海道釧路市
------------	----	--------

AERO TRADING CO.,LTD.	本社	カナダ・バンクーバー市
-----------------------	----	-------------

SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	本社	カナダ・バンクーバー市
----------------------------	----	-------------

豊海東都水産冷蔵株式会社	本社	東京都中央区
--------------	----	--------

(注) 株式会社埼玉県魚市場及び川越水産市場株式会社は、2020年3月1日を効力発生日として、株式会社埼玉県魚市場を存続会社、川越水産市場株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

## (7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

### ① 当社グループの使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
水産物卸売事業	228 ( 15)	△28 ( 2)
冷蔵倉庫及びその関連事業	74 ( 65)	△2 ( △6)
不動産賃貸事業	11 ( 2)	1 ( 2)
合 計	313 ( 82) 名	△29 ( △2) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。△は減員を示しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
139 ( - ) 名	△21 ( - ) 名	43.9歳	19.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。△は減員を示しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
日本政策金融公庫	1,607 百万円
株式会社みずほ銀行	498
株式会社三菱UFJ銀行	475
三井住友信託銀行株式会社	400
株式会社埼玉りそな銀行	376

## (9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,800,000株
- ② 発行済株式の総数 4,026,000株
- ③ 株主数 3,005名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社三陽	490	12.32
株式会社ヨンキュウ	398	10.00
マルハニチロ株式会社	321	8.09
松岡冷蔵株式会社	319	8.02
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	192	4.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	124	3.13
株式会社魚力	115	2.90
株式会社三菱UFJ銀行	107	2.69
株式会社海昇	91	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	73	1.84

(注) 持株比率は自己株式（46,250株）を控除し、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

### (3) その他株式に関する重要な事項

2019年9月5日に株式会社魚力を処分先とする第三者割当による115,600株の自己株式の処分（処分価額 1株につき2,595円、資金調達額 299,982,000円）を行いました。

## (4) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	江 原 恒	
専務取締役	赤 星 博 之	事業開発統括本部長
専務取締役	久 我 勝 二	営業本部長
取締役	長 谷 幸一郎	営業本部担当 株式会社三陽代表取締役社長 株式会社マルサンフーズ代表取締役社長 株式会社ウエストジャパンフーズ代表取締役会長 株式会社サンヨウサービス代表取締役社長 海興水産株式会社代表取締役社長
取締役	細 野 雅 夫	総務部門担当
社外取締役	茶 木 正 安	株式会社はせがわ社外取締役
社外取締役	佐 藤 隆 治	有限会社エスアンドカンパニー代表取締役社長 株式会社フォーシーズホールディングス社外取締役
常勤監査役	青 山 憲 夫	
常勤監査役	橋 本 明 夫	
社外監査役	川 崎 尊 義	弁護士
社外監査役	小 林 博 之	株式会社ソーシャルキャピタルマネジメント代表取締役社長 トーセイ株式会社社外取締役

- (注) 1. 2019年6月19日開催の当社第71回定時株主総会において、新たに細野雅夫氏が取締役に選任され、就任いたしました。
2. 2019年6月19日開催の当社第71回定時株主総会終結の時をもって監査役政本富士男、小竹誠、戸井川岩夫の各氏が任期満了により退任し、同定時株主総会において橋本明夫氏及び小林博之氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役茶木正安氏及び佐藤隆治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役川崎尊義氏及び小林博之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役青山憲夫氏は、長年当社の経理業務を担当した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役橋本明夫氏及び小林博之氏は、長年金融系事業会社に勤務した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## ② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2)	98百万円 (10)
監査役 (うち社外監査役)	7 (4)	19 (7)
合計	14	117

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の当社第45回定時株主総会において月額21百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の当社第46回定時株主総会において月額450万円以内と決議いただいております。

## ③ 社外役員等に関する事項

- イ. 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係  
 上記「(4) ① 取締役及び監査役の状況」に記載の社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

会社における地位 氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
社外取締役 茶木正安	16/17回 (94%)	—	企業経営に関する高度な専門知識、幅広い見識から、経営全般に対する助言、意見を述べています。
社外取締役 佐藤隆治	16/17回 (94%)	—	企業経営に関する高度な専門知識、幅広い見識から、経営全般に対する助言、意見を述べています。
社外監査役 川崎尊義	17/17回 (100%)	17/17回 (100%)	主に弁護士としての専門知識、幅広い見識から、経営全般に対する助言、意見を述べています。
社外監査役 小林博之	13/13回 (100%)	13/13回 (100%)	企業経営に関する高度な専門知識、幅広い見識から、経営全般に対する助言、意見を述べています。

(注) 社外監査役小林博之氏の出席状況は、2019年6月19日の社外監査役就任以降開催のものについてのみ対象としております。

## ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

## (5) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ③ 非監査業務の内容

該当事項はございません。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

## 3 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>16,527</b>
現金及び預金	7,385
受取手形及び売掛金	6,417
商品及び製品	2,677
仕掛品	7
原材料及び貯蔵品	49
その他	480
貸倒引当金	△490
<b>固定資産</b>	<b>12,569</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,929</b>
建物及び構築物	3,726
機械装置及び運搬具	774
土地	3,167
建設仮勘定	40
その他	221
<b>無形固定資産</b>	<b>2,159</b>
借地権	184
漁業権	1,924
その他	50
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,480</b>
投資有価証券	1,969
繰延税金資産	60
破産更生債権等	241
その他	457
貸倒引当金	△247
<b>資産合計</b>	<b>29,097</b>

(単位：百万円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>6,393</b>
支払手形及び買掛金	2,729
短期借入金	2,581
未払法人税等	157
賞与引当金	70
その他	853
<b>固定負債</b>	<b>5,811</b>
長期借入金	2,903
繰延税金負債	357
長期預り保証金	916
再評価に係る繰延税金負債	298
退職給付に係る負債	1,065
株式給付引当金	30
資産除去債務	127
その他	111
<b>負債合計</b>	<b>12,204</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>16,885</b>
資本金	2,376
資本剰余金	1,085
利益剰余金	13,620
自己株式	△196
その他の包括利益累計額	6
その他有価証券評価差額金	241
土地再評価差額金	360
為替換算調整勘定	△534
退職給付に係る調整累計額	△60
<b>純資産合計</b>	<b>16,892</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>29,097</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額
売上高	117,857
売上原価	111,424
売上総利益	6,433
販売費及び一般管理費	5,089
営業利益	1,344
営業外収益	232
受取利息	65
受取配当金	79
補助金収入	33
受取賃貸料	16
通貨スワップ評価益	7
その他	29
営業外費用	41
支払利息	27
為替差損	6
固定資産除却損	0
その他	7
経常利益	1,535
特別利益	196
固定資産売却益	196
税金等調整前当期純利益	1,732
法人税、住民税及び事業税	273
法人税等調整額	99
当期純利益	1,359
親会社株主に帰属する当期純利益	1,359

## 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,376	1,048	12,512	△462	15,474
当期変動額					
剰余金の配当			△251		△251
親会社株主に帰属する当期純利益			1,359		1,359
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		36		266	303
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	36	1,108	266	1,411
当期末残高	2,376	1,085	13,620	△196	16,885

項目	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	490	1	360	△675	△24	152	15,626
当期変動額							
剰余金の配当							△251
親会社株主に帰属する当期純利益							1,359
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							303
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△249	△1	－	140	△36	△145	△145
当期変動額合計	△249	△1	－	140	△36	△145	1,265
当期末残高	241	－	360	△534	△60	6	16,892

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>11,665</b>
現金及び預金	3,439
売掛金	5,099
商品及び製品	2,114
前払費用	13
関係会社短期貸付金	1,167
その他	51
貸倒引当金	△222
<b>固定資産</b>	<b>5,579</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,307</b>
建物	637
機械及び装置	80
工具、器具及び備品	47
土地	1,530
リース資産	0
建設仮勘定	11
<b>無形固定資産</b>	<b>210</b>
借地権	178
ソフトウェア	23
その他	8
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,060</b>
投資有価証券	1,639
関係会社株式	1,184
破産更生債権等	106
その他	231
貸倒引当金	△101
<b>資産合計</b>	<b>17,244</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>4,987</b>
受託販売未払金	141
買掛金	1,809
短期借入金	2,266
関係会社短期借入金	250
未払金	63
未払費用	260
未払法人税等	90
未払消費税等	9
預り金	53
賞与引当金	40
その他	0
<b>固定負債</b>	<b>3,055</b>
長期借入金	1,436
繰延税金負債	183
再評価に係る繰延税金負債	298
退職給付引当金	538
株式給付引当金	30
資産除去債務	52
その他	515
<b>負債合計</b>	<b>8,043</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>8,681</b>
資本金	2,376
<b>資本剰余金</b>	<b>1,028</b>
資本準備金	953
その他資本剰余金	74
<b>利益剰余金</b>	<b>5,473</b>
利益準備金	594
その他利益剰余金	4,879
固定資産圧縮積立金	86
別途積立金	3,253
繰越利益剰余金	1,540
<b>自己株式</b>	<b>△196</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>519</b>
その他有価証券評価差額金	158
土地再評価差額金	360
<b>純資産合計</b>	<b>9,200</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>17,244</b>

## 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	90,207
売上原価	86,132
売上総利益	4,074
販売費及び一般管理費	3,421
営業利益	652
営業外収益	738
受取利息及び配当金	352
投資損失引当金戻入額	361
その他	24
営業外費用	27
支払利息	22
固定資産除却損	0
その他	4
経常利益	1,363
税引前当期純利益	1,363
法人税、住民税及び事業税	92
法人税等調整額	19
当期純利益	1,251

## 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金 準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,376	953	38	991	594	89	2,653	1,137	4,473	△462	7,378
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	－		－
別途積立金の積立							600	△600	－		－
剰余金の配当								△251	△251		△251
当期純利益								1,251	1,251		1,251
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			36	36						266	303
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	36	36	－	△2	600	402	999	266	1,303
当期末残高	2,376	953	74	1,028	594	86	3,253	1,540	5,473	△196	8,681

項目	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	422	1	360	784	8,162
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					－
別途積立金の積立					－
剰余金の配当					△251
当期純利益					1,251
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					303
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△263	△1	－	△264	△264
当期変動額合計	△263	△1	－	△264	1,038
当期末残高	158	－	360	519	9,200

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

東都水産株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 福原正三<sup>④</sup>

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 小宮山高路<sup>④</sup>

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東都水産株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東都水産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

東都水産株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

#### 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福原正三<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮山高路<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東都水産株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

#### 東都水産株式会社 監査役会

常勤監査役	青	山	憲	夫	㊟
常勤監査役	橋	本	明	夫	㊟
社外監査役	川	崎	尊	義	㊟
社外監査役	小	林	博	之	㊟

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場

## 東京都中央卸売市場豊洲市場7街区 管理施設棟1階 講堂

東京都江東区豊洲六丁目6番1号

交通

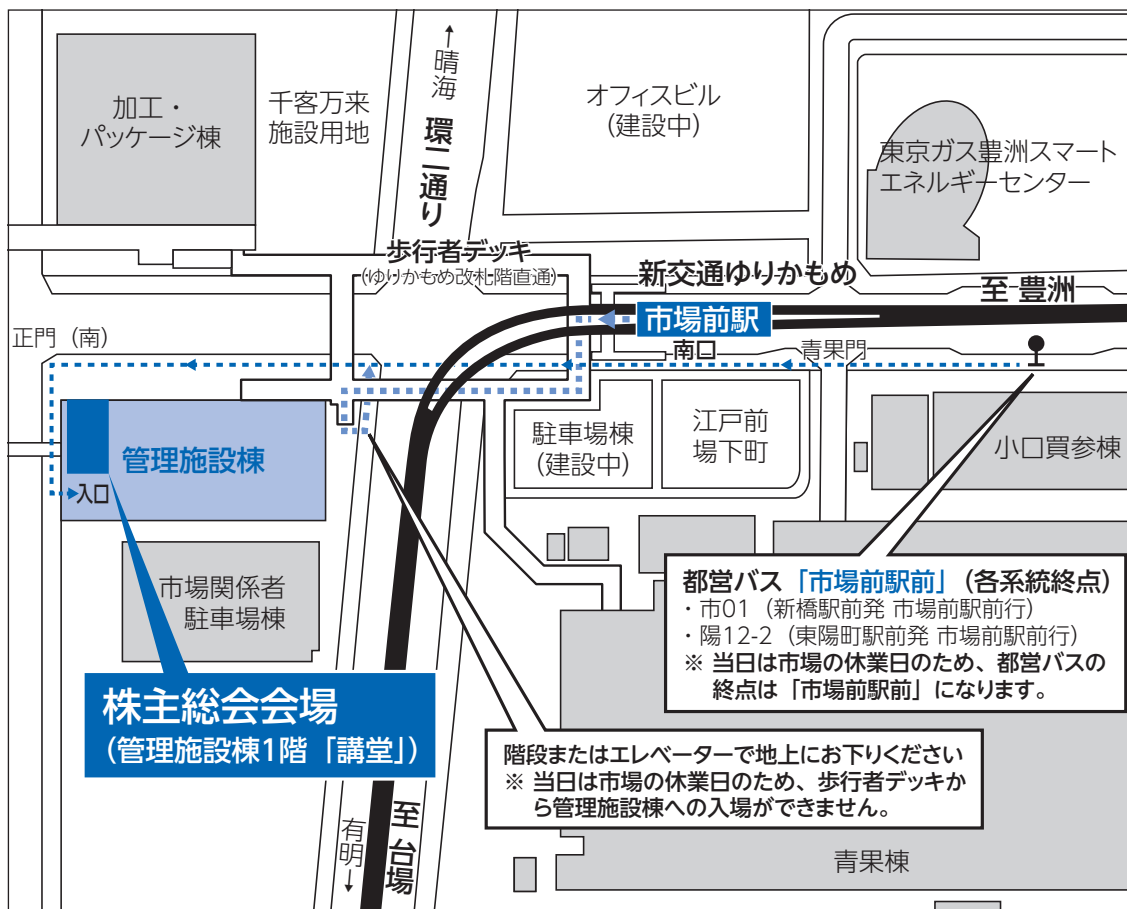
電 車・新交通ゆりかもめ「市場前」下車（徒歩5分）

バ ス・都営バス<市01>系統「市場前駅前」下車（徒歩7分）（新橋駅前発 市場前駅前行）

・都営バス<陽12-2>系統「市場前駅前」下車（徒歩7分）（東陽町駅前発 市場前駅前行）

※ 当日は市場の休業日のため、都営バスの終点が開場日と異なっておりますのでご注意ください。

※ 駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。



東都水産株式会社

〒135-8134 東京都江東区豊洲6-6-3

<https://www.tohsui.co.jp/>



UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。